

プ ー ル 制 の 事 務 手 続 き
諸 届 様 式

プール制書類記入要領

(記入上の注意)

1. 職員配置基準申請書

- (1) 年齢別児童数は、運営費請求時の児童数と合致すること。
(特例児童数も同様。福祉事務所の数字と合致させること。生年月日に留意)
- (2) 各項目の記入方法・計算方法により記入のこと。
[当該年度の職員定数(認定数)を算出]

2. 職員現況報告書(前年度プール制「現況報告」を参照のこと)

- (1) 号俸の高い者より順に記入のこと。(第1表→第2表→第3表)
- (2) 昇給停止欄は、昇給停止の場合のみ“——”を記入のこと。
- (3) 認定外職員のいる場合は、認定内全職員の後に記入のこと。

※プール制に登録できる職員は、認定外職員も含め「職員配置基準に関する運用細則」第7条(常勤職員の条件)に該当する職員。

3. 職員異動報告書

- (1) 新規採用者は、個人格付調書(新規採用者用)・卒業証明書・資格証明書(保育士は保育士証)・在職証明・職員雇用契約書(写)を必ず添付のこと。
(全て揃った時点で受理となる。)……認定外新規採用者も同様。
- (2) 職種変更は、新職種で個人格付調書(変更用)・資格証明(保育士は保育士証)を添付のこと。(新職種の格付方式で洗い直しを行う)
※書類はいずれの場合も2部作成し、1部を提出し、1部を園の控えとすること。

4. 個人格付調書(新規登録・職種変更等の場合)

- (1) 資格免許は、種類を明記し、必ず複写(コピーで可)を添付のこと。保育士は保育士証を添付のこと。
- (2) 最終学歴以後の履歴は、無職期間も含めて記入のこと。
又、有職期間の在職証明書を添付のこと。
- (3) 換算月数は、少数第2位まで記入のこと。(合計で切り捨て)
(注・換算率は職種によって異なる)
- (4) 新規登録と職種変更等は格付調書の様式が異なるため、それぞれに対応した様式を使用すること。

京保発第33号

平成20年6月5日

園長各位

(社)京都市保育園連盟

理事長 椋田知雄

プール制委員会

委員長 福井昭道

京都市民間保育園職員給与等運用実施要綱に関する事務手続きについて
(通知)

この度、京都市民間保育園職員給与等運用実施要綱の改正に伴い、事務手続きについて通知いたします。現行の手続きと変わりありませんが、今後も事務手続きはこの通知文書に基づいて実施いたします。

なお、事務処理を円滑にするため、年度当初にあつては4月15日までに、又年度途中にあつては異動の後30日以内に所定の手続きをお願いいたします。

1. 年度当初(4月15日まで)

- (1) 職員配置基準申請書 (様式 1)
- (2) 職員現況報告書 (様式 2)
- (3) 職員異動報告書 (様式 3)
- (4) 認定外職員在籍者名簿(認定外全職員分、毎年度)(様式 4)
- (5) 個人格付調書
 - ・上記(2)(3)新規採用者用(様式5)
 - ・変更用(様式5-1)
- (6) 卒業証明書(コピー可)
- (6) 資格証明書(保育士は保育士証のコピー、その他は資格証書コピーで可)
- (7) 在職証明書(コピー可)
- (7) 雇用契約書(コピー可) (様式 6)
- (8) 人事交流報告書 (様式 7)
- (9) 育児・介護休業適用報告書 (様式 8)
 - 介護休業の届出は連続して31日以上取得した場合に提出する。
- (10) 私傷病による休業報告書 (様式 8-1)

2. 年度途中（提出期限は異動後 30 日以内）

（1）児童数の変更の場合

- ・職員配置基準申請書（様式 1）
- ・児童数に変更がある場合は全般を見直す。

（2）職員の採用の場合

- ・職員異動報告書（様式 3）
- ・個人格付調書（新規採用者用）（様式 5）
- ・卒業証明書
- ・資格証明書（保育士は保育士証）
- ・在職証明書（コピー可）
- ・雇用契約書（様式 6）

（3）資格取得の場合

- ・職員異動報告書（資格取得欄のみ）（様式 3）
- ・個人格付調書（変更用）（様式 5-1）
- ・資格証明書（保育士は保育士証）

年度途中で取得した職員の格付は、資格免許登録年月から加算される。

（4）職種変更の場合 ＊新規採用の場合と格付調書の様式が違います。

- ・職員異動報告書（格付変更欄のみ）（様式 3）
- ・個人格付調書（変更用）（様式 5-1）
- ・資格証明書（保育士は保育士証）

（5）退職の場合（30 日以内）

- ・職員異動報告書（退職者欄のみ）（様式 3）

（6）認定内・外の異動

- ・職員異動報告書（繰入・繰出欄のみ）（様式 3）
- （認定外への異動時は、認定外職員在籍者名簿を添付する）

（7）氏名変更の場合

- ・様式を問わない（旧姓・新姓＜フリガナ＞を付ける）

（8）育児・介護休業の適用の場合（提出期限は 30 日以内）

- ・育児・介護休業適用報告書（様式 8）

（9）私傷病による休業の場合

- ・私傷病による休業報告書（様式 8-1）

（10）その他

提出期日を過ぎた場合の職員・児童数等の異動・変更については、書類を受領した日付とする。

様式 1.

職員配置基準申請書

平成

年

月現在

【常勤基準数】

保育士	1. 在籍年齢基準数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 齢</th> <th>基 準</th> <th>児童数</th> <th>保育士数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0歳児</td><td>3 : 1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1歳児</td><td>5 : 1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2歳児</td><td>6 : 1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3歳児</td><td>15 : 1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4歳児</td><td>20 : 1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5歳児</td><td>25 : 1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合 計</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> (注1) 各年齢とも小数第3位四捨五入	年 齢	基 準	児童数	保育士数	0歳児	3 : 1			1歳児	5 : 1			2歳児	6 : 1			3歳児	15 : 1			4歳児	20 : 1			5歳児	25 : 1			合 計	—			
	年 齢	基 準	児童数	保育士数																														
	0歳児	3 : 1																																
1歳児	5 : 1																																	
2歳児	6 : 1																																	
3歳児	15 : 1																																	
4歳児	20 : 1																																	
5歳児	25 : 1																																	
合 計	—																																	
2. 休憩保育士対策数 2名 (注2) 特例完全実施園であり、かつ特例児0歳～1歳在園または定員の30%以上の特例児が在園の場合 条件を満たさない場合は1名。(1名は保障) (注3) 特例完全実施は 7:30～18:00 (注4) 夜間園は1名																																		
3. 特例保育対策基準数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 齢</th> <th>基 準</th> <th>児童数</th> <th>保育士数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0歳児</td><td>3 : 1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1歳児</td><td>5 : 1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2歳児</td><td>6 : 1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3歳児</td><td>15 : 1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4歳児</td><td>20 : 1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5歳児</td><td>25 : 1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合 計</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> ↓ (保育士数) × 0.3 → (注5) 各年齢とも小数第3位四捨五入 (注6) 夜間保育園は除く	年 齢	基 準	児童数	保育士数	0歳児	3 : 1			1歳児	5 : 1			2歳児	6 : 1			3歳児	15 : 1			4歳児	20 : 1			5歳児	25 : 1			合 計	—				
年 齢	基 準	児童数	保育士数																															
0歳児	3 : 1																																	
1歳児	5 : 1																																	
2歳児	6 : 1																																	
3歳児	15 : 1																																	
4歳児	20 : 1																																	
5歳児	25 : 1																																	
合 計	—																																	
保育士数計 1～3の合計 = A → ↓ Aが整数10以上の場合(10未満は対象外) A × 0.1 = B → (少数第1位四捨五入) 少数第1位が5～9の場合 C → (少数第2位以下切り捨て) (A - B) = 保育士定数(少数点以下は切り捨て)		(整数) (保育士端数) (フリー経費定数) B (フリー経費端数) C 保育士定数 (A - B)																																
調理員等	1. 共通基準数 (1) 60人定員以上 2名 (2) 59人定員以下 1名 (注7) 外部委託の場合、(1)について1名は外部委託経費	外部委託経費																																
	2. 調理員加配基準数 (注8) 給食センター利用園・外部委託園は除く (1) 90人定員以下で0歳児6人以上 1名 (2) 91人～120人定員で0歳児5人以上 1名 (3) 121人～150人定員で0歳児4人以上 1名																																	
調理員等計 (1 + 2)		調理員等定数 外部委託経費																																

【常勤基準数 合計】
(認定職員数)

保 育 士
調理員等

名
名

職員定数

フリー経費定数
 B
保育士端数

フリー経費端数
 C

保育園名		定員	名
------	--	----	---

【端数換算相当額】

(保育士端数)	単価(行政職1級1号)	円 …(イ)
	$\times (130,200円)$	(月額)
	※1120当初	※円未満切捨

【運営改善費】

◎運営改善費として、下記の合計額を加算する		円 …(ロ)
(月額)		
区分	(職員定数+フリー経費定数) 年額	
労働条件改善費	9人以下 1,440,000円 ÷ 12	
	10人～14人 2,124,000円	
	15人～19人 2,484,000円	
	20人以上 2,880,000円	
区分	定員・条件 年額	
運営条件改善費	60人以下 600,000円 ÷ 12	
	61人～90人 900,000円	
	91人～120人 1,200,000円	
	121人以上 1,500,000円	
給食業務改善費(常勤基準で「調理加配」園は除く)		
区分	定員・条件 年額	
給食センター 外部委託 非利用園	0歳児 90人以上 1,440,000円 ÷ 12	
	在園 89人以下 720,000円	
	夜間園 360,000円	
経営改善費		※連盟記入欄

【調整部分】

◎現員保障に対する相殺調整額	△ 円 …(ハ)
[現員保障されている場合は、フリー経費定数Bで相殺調整する。フリー経費定数Bの保有が無ければ、保障1名につき201,520円/月額の差引調整をする。]	
(注9) 定員外受入れによる現員保障は行わない。	
(月額)	
◎休憩保育士対策数に対する相殺調整額	△ 円 …(ニ)
[特例保育対策数(左の3項)が、1未満か特例児が定員の30%未満で、休憩保育士対策数(左の2項)が2名の場合は、フリー経費定数Bで相殺調整する。フリー経費定数Bの保有が無ければ 201,520円/月額の差引調整をする。]	
(月額)	

【フリー経費定数緩和対策費加算】

フリー経費端数C	円 …(ホ)
$(1 - \text{フリー経費端数C}) \times (201,520円)$	(月額)
[フリー経費定数の端数(左のC)で、少数第1位が0.5～0.9の場合に加算]	
※円未満切捨	

【加算額換金 合計】

(イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ) + (ホ) =

円 (月額)

※加算額換金合計が0円以下の場合は0円とする。

様式 2.

職員現況報告書（平成 年 月現在）

保育園名

園長名

No.	職 種	氏 名	年 月	年 月	昇給停止
			表 号	表 号	
1	保育士		—	—	
2			—	—	
3			—	—	
4			—	—	
5			—	—	
6			—	—	
7			—	—	
8			—	—	
9			—	—	
10			—	—	
11			—	—	
12			—	—	
13			—	—	
14			—	—	
15			—	—	
16			—	—	
17			—	—	
18			—	—	
19			—	—	
20			—	—	
21			—	—	
22			—	—	
23			—	—	
24			—	—	
25			—	—	
合計			—	—	

◆記入上のお願い

※号俸の高い者より順に記入のこと。（第1表→第2表→第3表）

※昇給停止欄は、昇給停止の場合のみ“——”を記入のこと。

※認定外職員は、認定内職員の後に記入。

保育園名



格付変更者(但し、定期昇給は除く)資格取得・職種変更等

◆新規採用者は、格付調書・資格証明書・雇用契約書を同時に提出すること。